

湯河原町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行			改 正 後			備 考
湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	
常時介護を要する状態	1 (略)	(略)	常時介護を要する状態	1 (略)	(略)	
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）	月額85,490円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。）	月額90,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）	
随時介護を要する状態	1 (略)	(略)	随時介護を要する状態	1 (略)	(略)	
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介	月額42,700円（新たに介護補償を支給すべき事由が		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介	月額45,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が	

現 行		改 正 後		備 考
	<p>護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>42,700円</u>以下であるときに限る。)</p>		<p>護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>45,400円</u>以下であるときに限る。)</p>	
<p>附 則 (施行規則)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の湯河原町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。</p>				